

## 生産緑地地区管理事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、生産緑地法(昭和49年法律第68号。以下「法」という。)に基づく生産緑地地区に係る管理事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (農業委員会への協力)

第2条 緑政課は、法第17条の2の規定に基づく助言やあっせんを行う場合には、浜松市農業委員会事務局へ協力を求めるものとする。

### (確認図書の作成等)

第3条 緑政課は、生産緑地地区に関する問合せへの対応など事務を円滑に進めるため、生産緑地の一覧表と箇所図で構成する生産緑地地区確認図書(以下、「確認図書」という。)を作成し、緑政課に備えるものとする。

2 緑政課は、区役所等での生産緑地地区に関する問合せへの対応など事務を円滑に進めるため、確認図書を北部都市整備事務所及び中区、西区、北区、浜北区、天竜区の各まちづくり推進課並びに東区、南区の各区振興課(以下、「区の担当課」という。)へ送付するものとする。

3 緑政課は、生産緑地地区の除外及び変更等があったときは、確認図書を訂正するものとする。

### (標識の管理等)

第4条 緑政課及び区の担当課は、法第6条第1項に基づき生産緑地地区に設置した標識(以下、「標識」という。)の管理状況の把握に努めるものとする。

2 区の担当課は、破損、盗難その他の事由により標識の設置が必要な時は、緑政課へ報告するものとする。

3 緑政課は、前項の報告を受けたときは、速やかに標識を設置するものとする。

### (生産緑地の管理状況の把握及び改善指導)

第5条 緑政課及び区の担当課は、生産緑地の管理状況の把握に努めるものとする。

2 区の担当課は、生産緑地の管理状況を毎年度定められた期日までに調査し、緑政課へ報告するものとする。

3 緑政課は、前項の調査の結果、耕作の放棄又は法第8条第1項に違反若しくは同条第3項の規定により許可に付けられた条件に違反(以下、「法第8条第1項等の違反」という。)していることを確認した場合は、生産緑地の所有者(以下、「所有者」という。)へ改善指導を行うものとする。

### (原状回復命令)

第6条 緑政課は、法第8条第1項等の違反に対する前条の改善指導に従わないとき又は従う見込みがないと判断したときは、法第9条第2項に基づく聴聞を経て、法第9条第1項に基づく原状回復命令の措置を行うものとする。

2 前項の規定に基づく命令書は、第1号様式とする。

(生産緑地地区内における行為の申請等)

第7条 法第8条第1項の規定に基づく許可申請書、法第8条第4項の規定に基づく通知書、法第8条第5項並びに第6項に基づく届出書及び法第8条第8項後段の規定に基づく協議書(以下、「申請書等」という。)は、第2号様式とする。

2 申請書等には、別表1に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、緑政課が認めるときは、当該書類の一部を省略することができるものとする。

3 申請書等の必要提出部数は、1部とする。

4 緑政課は、申請書等を受理した場合はその内容を審査するものとする。

5 緑政課は、法第8条第1項の規定に基づき許可したときは、申請した者に対して許可書(第3号様式)を交付するものとする。

6 法第8条第4項の規定に基づく通知又は第8条第5項若しくは第6項の規定に基づく届出の場合は、第3号様式の「許可」を「受理」に、法第8条第8項の規定に基づく協議の場合は「許可」を「応諾」に読み替えるものとし、該当する規定に文言を変更するものとする。

(行為の完了)

第8条 許可を受けた者は、当該許可に係る行為を完了したときは、速やかに完了届(第4号様式)を提出しなければならない。

2 完了届には次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、緑政課が認めるときは、当該書類の一部を省略することができるものとする。

(1) 行為完了後の配置図

(2) 完成写真

3 完了届の必要提出部数は1部とする。

4 緑政課は、提出された完了届に基づき、当該行為の完了について許可の条件を満たしているか検査するものとする。

(生産緑地の買取りの申出)

第9条 所有者が法第10条の規定に基づく生産緑地の買取りを申し出る場合は、法施行規則に定めた申出書(以下、「申出書」という。)に、別表2に掲げる書類を添付し緑政課へ提出しなければならない。

2 前項の規定に基づく申出書の必要提出部数は1部とする。

(申出に対する買取りの照会)

第10条 緑政課は、申出書を受理したときは、買取りが予想される地方公共団体等(法第2条第1項第4号の地方公共団体等をいう。以下同じ。)へ当該生産緑地を買取るか否かを照会するものとする。

(申出に対する買取りの決定及び通知)

第11条 緑政課は、前条に基づく照会の結果に基づき、当該生産緑地を買取るか否かを

判断し決定するものとする。

- 2 地方公共団体等が当該生産緑地を買い取る場合、緑政課は所有者に対し買取る旨を、法第12条第1項の規定に基づき通知しなければならない。
- 3 市長以外の地方公共団体等が当該生産緑地を買い取る場合、市長以外の地方公共団体は所有者及び緑政課に対し買取る旨を、法第12条第2項の規定に基づき通知しなければならない。
- 4 地方公共団体等が当該生産緑地を買い取らない場合、緑政課は所有者に対し買い取らない旨を、法第12条第1項の規定に基づき通知しなければならない。
- 5 第2項の通知は第5号様式とし、第3項の通知は所有者に対しては第6-1号様式、緑政課に対しては第6-2号様式とし、第4項の通知は第7号様式とする。

(買取り協議及びその結果の報告)

第12条 当該生産緑地を買い取る地方公共団体等は、所有者と当該生産緑地の買取りについて協議するものとする。

- 2 地方公共団体等は、前項の協議の結果が明らかになったときは、遅滞なくその内容を緑政課に報告するものとする。

(生産緑地の取得のあっせん)

第13条 緑政課は、法第13条の規定に基づくあっせん(以下、「あっせん」という。)先について、関係する機関へ照会するものとする。

(あっせん結果の通知)

第14条 緑政課は、あっせんが成立した場合は、所有者へ速やかに通知しなければならない。

- 2 緑政課は、あっせんが成立しなかった場合は、所有者へ速やかに通知しなければならない。

- 3 第1項の通知は第8号様式とし、第2項の通知は第9号様式とする。

(都市計画の手続き)

第15条 買取りの申出のあった土地について、法第14条に基づき行為制限が解除された場合の都市計画変更の手続きは、浜松市生産緑地地区指定事務取扱要綱第9条に準じる。

(生産緑地の買取り希望の申出)

第16条 法第15条第1項の規定に基づく生産緑地の買取り希望の申出の場合は、第9条から第14条までの規定の「法第10条」を「法第15条第1項」に読み替える。

- 2 法第15条第2項の規定に基づくあっせんについては、第13条と第14条の規定を準用する。

(変更の届出)

第17条 生産緑地の所有者等に変更があったときは、新たに所有者等となった者は、速やかにその内容を緑政課に届け出るものとする。

- 2 前項の届出は第10号様式とする。

(身分証明書)

第18条 法第9条第3項及び法第17条第3項の規定による身分を示す証明書は、第1号様式とする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附則

この要綱は平成19年12月1日から施行する。

この要綱は平成20年3月1日から施行する。

この要綱は平成23年7月1日から施行する。

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

この要綱は平成26年5月1日から施行する。

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

別表1(第7条関係)

行為の区分	図書の種類	摘要
建築物その他の工作物の新築、改築又は増築	案内図	原則として縮尺2,500分の1以上とする。方位、行為地、目標となる公共施設、道路、河川及び縮尺を記載すること。
	公図写し	縮尺600分の1以上とする。
	配置図	縮尺200分の1以上とする。方位、地名、地番、敷地境界線、敷地内工作物並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を記載すること。
	平面図	縮尺200分の1以上とする。
	立面図	縮尺200分の1以上とし、2方向以上の立面図を記載すること。
	現況写真	行為地及びその周辺を撮影し、行為地を朱線で図示すること。
宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更及び水面の埋立又は干拓	案内図	原則として縮尺2,500分の1以上とする。方位、行為地、目標となる公共施設、道路、河川及び縮尺を記載すること。
	公図写し	縮尺600分の1以上とする。
	現況図	原則として縮尺200分の1から800分の1までとする。方位、行為地の境界線及び断面図の位置を記載すること。
	縦・横断面図	現況及び計画(出来上がり予定)を対比できるようにすること。

	出来上がり予定図（計画図）	縮尺は、現況図と同一とすること。方位及び行為地の境界線を図示すること。宅地の造成の場合にあっては、区画割を図示すること。
	現況写真	行為地及びその周辺を撮影し、行為地を朱線で図示すること。

別表2（第9条関係）

図書の種類	摘要
案内図	原則として縮尺2,500分の1以上とする。方位、行為地、目標となる公共施設、道路、河川及び縮尺を記載すること。
公図写し	縮尺600分の1以上とする。
土地登記簿全部事項証明書	証明から3箇月以内のもの。
当該生産緑地を管轄する農業委員会による当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者であることを証明する書類	農林漁業の主たる従事者が死亡又は農林漁業に従事することを不可能にさせる故障に至った場合に添付する。
当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者が死亡したことがわかる書類	農林漁業の主たる従事者が死亡した場合に添付する。
当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者が農林漁業に従事することを不可能にさせる故障の状況がわかる書類	農林漁業の主たる従事者が農林漁業に従事することを不可能にさせる故障に至った場合に添付する。
市長からの法第12条第1項又は第2項の規定に基づく買取る旨の通知の発送を条件として生産緑地の所有権以外の権利を消滅させる内容を記した書面	当該生産緑地に所有権以外の権利が存在する場合に添付する。
現況写真	申出地及びその周辺を撮影し、申出地を朱線で図示すること。

第 号  
年 月 日

様

浜 松 市 長

### 原状回復命令書

このことについて、生産緑地法第9条第1項の規定により、下記に定める期限までに原状回復するよう命令します。

なお、期限までにこの命令に従わない場合は、生産緑地法第18条第1項に規定された罰則に処される場合があります。

### 記

1 命令内容

2 措置期限

### 教示

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告（訴訟において市を代表する者は市長となります。）として提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

申請者

氏名（名称及び代表者氏名）

（氏名（代表者氏名）を自署する場合は、押印は不要です。）

生産緑地地区内行為 許可申請・通知・届出・協議 書

生産緑地法第8条 第1項・第4項・第5項・第6項・第8項 の規定により、 許可を申請・通知・届出・協議 します。

記

行為地の所在											
行為の期間	着手 年 月 日 ~ 完了 年 月 日 又は 許可の日から 日間										
設計者	住 所					連絡先					
	事務所名					担当者名					
行為の種類 （ で囲む）	1 建築物・その他の工作物（ 新築・改築・増築 ） 2 宅地の造成・土石の類の採取・その他の土地の形質の変更（ ） 3 水面の埋立て・水面の干拓										
建築物の概要	用 途					構 造	木造・鉄筋コンクリート造				
			届出部分	既存部分	合 計		鉄骨造・その他				
	敷地面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	階 数					
	建築面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>					地上 階 / 地下 階	
	建 ぺ い 率					%	仕 屋 根				
	延べ床面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	上 外 壁					
最高の高さ		m	m	m	材 窓 枠						
工作物の概要	種 類					行為面積		m <sup>2</sup>			
	規 模					高 さ	延 長	幅	面 積		構 造
					m	m	m	m <sup>2</sup>			
土地の形質の 変更の概要	行為の目的					行為面積		m <sup>2</sup>			
	行為の内容及び行為 後の処理方法					生ずる法面 の最高高さ					
水面の埋立て の 概 要	行為の目的					行為面積		m <sup>2</sup>			
	行為の内容及び行為 後の処理方法					工事方法					
備 考											

記載要領

「許可申請・通知・届出・協議」、「第1項・第4項・第5項・第6項・第8項」及び「許可を申請・通知・届出・協議」については、該当するものを で囲むこと。

第3号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

（あて先） 様

浜松市長

生産緑地地区内行為許可書

このことについて、生産緑地法第8条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

記

- 1 申請の受理年月日
- 2 行為地の所在
- 3 行為の種類
- 4 条件



年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

申請者

氏名（名称及び代表者氏名）

（氏名（代表者氏名）を自署する場合は、押印は不要です。）

生産緑地地区内行為完了届

このことについて、生産緑地地区内における行為が完了しましたので、次のとおり届け出ます。

記

- 1 許可年月日及び許可番号
- 2 許可を受けた行為の種類
- 3 行為の完了の日
- 4 その他

（あて先） 様

浜松市長

通 知 書

生産緑地法第10条の規定に基づき申出のあった下記の土地について買取りの協議をさせていただきますので、同法第12条第1項の規定に基づき通知します。

記

- 1 申出書の受理年月日
- 2 申出に係る土地の所在
- 3 申出に係る土地の面積  $m^2$
- 4 買 取 り の 目 的
- 5 買 取 り の 価 格 時価（協議による）

年 月 日

(あて先) 様

地方公共団体等の長

通 知 書

生産緑地法第10条の規定に基づき申出のあった下記の土地について買取りの協議をさせていただきますので、同法第12条第2項の規定に基づき通知します。

記

- 1 申出書の受理年月日
- 2 申出に係る土地の所在
- 3 申出に係る土地の面積  $m^2$
- 4 買 取 り の 目 的
- 5 買 取 り の 価 格 時価(協議による)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

地方公共団体等の長

通 知 書

生産緑地法第10条の規定に基づき申出のあった下記の土地について買取りを行いますので、同法第12条第2項の規定に基づき通知します。なお、協議の結果については遅延なく報告します。

記

- 1 申出書の受理年月日
- 2 申出に係る土地の所在
- 3 申出に係る土地の面積  $m^2$
- 4 買 取 り の 目 的
- 5 買 取 り の 価 格 時価(協議による)

(あて先) 様

浜松市長

通 知 書

生産緑地法第10条の規定に基づき申出のあった下記の土地について買取りを希望しませんので、同法第12条第1項の規定に基づき通知します。

なお、同法第13条の規定に基づき他の農林漁業従事者への取得のあっせんを行い、改めて、その結果を通知します。

記

- 1 申出書の受理年月日
- 2 申出に係る土地の所在
- 3 申出に係る土地の面積

m<sup>2</sup>

様

浜松市長

買取りの申出があった生産緑地に対する他の農林漁業従事者への取得のあっせんの成立について(通知)

このことについて、生産緑地法第10条の規定に基づき申出のあった下記の土地につき、同法第13条の規定に基づく他の農林漁業従事者への取得のあっせんが成立したことを通知します。

なお、同法第14条の規定により、同法第10条による申出があった日から起算して3箇月以内(年月日まで)に当該生産緑地の所有権の移転が行われなかったときは、同法第7条から第9条までの規定は適用しませんので、併せて通知します。

記

- 1 申出書の受理年月日
- 2 申出に係る土地の所在
- 3 申出に係る土地の面積  $m^2$
- 4 買取りの協議を行う者の住所及び氏名

様

浜松市長

買取りの申出があった生産緑地に対する他の農林漁業従事者への取得のあっせんの不成立について  
(通知)

このことについて、生産緑地法第10条の規定に基づき申出のあった下記の土地につき、同法第13条の規定による、他の農林漁業従事者への取得のあっせんが成立しなかったことを通知します。

なお、同法第14条の規定により、同法第10条による申出があった日から起算して3箇月以内(年月日まで)に当該生産緑地の所有権の移転が行われなかったときは、同法第7条から第9条までの規定は適用しませんので、併せて通知します。

記

- 1 申出書の受理年月日
- 2 申出に係る土地の所在
- 3 申出に係る土地の面積  $m^2$

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

申請者

氏名（名称及び代表者氏名）

（氏名（代表者氏名）を自署する場合は、押印は不要です。）

生産緑地所有者等の変更届出書

下記の生産緑地につきまして、所有者等が変更になりましたので、下記のとおり届け出ます。

記

変更となる事項（該当に をつける）		所有者の変更・主たる農業従事者の変更
土地の所在		
変更前所有者	住所(所在地)	
	氏名(名称及び代表者氏名)	
変更後所有者	住所(所在地)	
	氏名(名称及び代表者氏名)	
	電話番号	
変更前 主たる農業従事者	住所(所在地)	
	氏名(名称及び代表者氏名)	
変更後 主たる農業従事者	住所(所在地)	
	氏名(名称及び代表者氏名)	
	電話番号	
変更年月日		年 月 日
摘要		



第 11 号様式 ( 第 18 条関係 )

表

身分証明書		第 号
所属 職氏名	年 月 日生	
上記の者は、生産緑地法第 9 条第 2 項の規定による 原状回復等及び第 17 条第 2 項の規定による立入検査 の権限を有するものであることを証明する。		
発行日	年 月 日	浜松市長 印

5.5 センチメートル

9.0 センチメートル

裏

生産緑地法 ( 抄 )
第 9 条第 2 項 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この条において「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、市町村長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。
第 17 条第 2 項 市町村長は、第 8 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 9 条第 1 項の規定による処分をするため必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、生産緑地若しくは生産緑地地区内の建物に立ち入り、その状況を調査させ、又は第 8 条第 1 項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為が当該生産緑地の保全に及ぼす影響を調査させることができる。

5.5 センチメートル

9.0 センチメートル